

自転車の安全で適正な利用に関する条例(案)について

1 条例(案)の骨子

(1) 目的

自転車の安全な利用意識の向上、自転車を安全かつ快適に利用できる環境の整備及び自転車に関与する事故の防止を図り、自転車の安全な利用を促進する。

(2) 県の責務

自転車の安全な利用の促進に関し、交通関係団体等と相互に連携及び協力し、その促進に関する総合的な計画を策定して、交通安全教育その他の必要な支援を行う。

(3) 自転車利用者の責務

①道路交通法令等の遵守

②事故防止に関する知識の習得

③自転車の左側路側帯通行の義務

④自転車利用者の励行事項

- ・ 自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用
- ・ 障がい者等歩行者の通行が頻繁な歩道での降車
- ・ 自転車への安全器具(反射材等)の備え付け

(4) 自動車等運転者の責務

自転車が車両であることを認識するとともに、自転車、歩行者が道路を安全に通行ができるよう、自転車側方通過時の安全間隔保持や徐行などに努める。

(5) 県民の役割

県民は、自転車の安全利用等に関する理解を深め、法令知識の習得や安全利用の啓発その他の取組みを行うよう努めるとともに、県等が実施する安全利用に関する施策に協力する。

(6) 自転車使用事業者の役割

①事業活動を通じた啓発等の取組み

②県等の施策への事業者の協力

(7) 交通安全団体の役割

交通安全団体は、自転車の安全な利用の促進に関する県の施策に協力する。

(8) 自転車安全適正利用推進計画

県民の意見を反映しながら、計画を策定、公表する。

(9) 県の交通安全教育等

県民に対して、自転車の安全適正利用に関する交通安全教育を行う。

(10) 保護者等による教育

①保護者による自転車安全利用に関する教育の実施

②学校による自転車安全利用に関する教育の実施

③事業者による法令遵守等に関する教育の実施

(11) 高齢者の同居者等の助言

高齢者の同居者等が自転車の安全利用やヘルメット着用などについて、高齢者に助言する。

(12) 点検整備の実施の促進

自転車利用者が使用する自転車について、点検整備の実施を促進する。

(13) 自転車損害賠償保険等への加入の促進

自転車利用者やその保護者等は、交通事故等により、他人に対して与えた生命、身体、財産への損害に対して賠償できるよう、損害賠償保険等の加入を促進する。

(14) 広報、啓発等

県が自転車の安全な利用や自賠責保険加入についての広報啓発活動を行う。

(15) 自転車小売業者等の情報提供

自転車小売業者等が自転車の購入や借り受けをしようとする者に対し、自転車の安全適正利用に関する情報提供を行う。

2 今後のスケジュール（予定）

- ・平成27年12月上旬：パブリックコメント実施
- ・平成28年 2月 ：平成28年2月定例会にて提案
- ・平成28年 4月1日：施行